資料2-1

日本再生戦略（抜粋）

～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～

平成24年 7月31日

目　　次

Ⅰ．総論

１．「フロンティア国家」として ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．フロンティアを拓き「共創の国」づくりを・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３．「日本再生戦略」の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
４．「日本再生戦略」の実行に当たって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
５．「日本再生戦略」と予算編成の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ．震災・原発事故からの復活

１．東日本大震災からの復興
(1)　総力を挙げた早期復興と絆の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2)　原発廃止措置・賠償への集中的な対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3)　被災地の復興を日本再生の先駆例へ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(4)　防災・減災の取組強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２．エネルギー・環境政策の再設計
(1)　原発からグリーンへ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(2)　石油危機の経験と教訓 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3)　家庭が主役に　～需要と供給の両輪による変革～ ・・・・・・・・・ 9
(4)　縦軸から横軸へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(5)　政府の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

Ⅲ．デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

１．デフレ脱却の道筋
(1)　デフレの背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(2)　デフレ脱却に向けた政策の基本方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
２．デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野
(1)　モノを動かす ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(2)　人を動かす ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(3)　お金を動かす ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３．中長期の経済財政運営　－経済成長と財政健全化の両立－

Ⅳ．日本再生のための具体策

１．政策実行の枠組み
(1)　政策対象の明確化による施策のメリハリある実施～日本再生の４大プロジェクトの優先実施～
①グリーン―革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト―・・ 18
②ライフ―世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト―・・・・ 19
③農林漁業―６次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
④担い手としての中小企業　－ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト－・・・・・・・・・・ 20
(2)　政策実行手段の確保
①行政刷新の取組との連携や予算の重点化等・・・・・・・・・・・・・ 21
②総合特区の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
③金融機能の強化による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

２．「共創の国」への具体的な取組 ～11 の成長戦略と 38 の重点施策～
(1)　更なる成長力強化のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
①環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ・・・・・・・・・・・・ 24
[グリーン成長戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
[ライフ成長戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
[科学技術イノベーション・情報通信戦略]・・・・・・・・・ 32
[中小企業戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
②食と農林漁業の再生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
[農林漁業再生戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ・・・・・・・・・・・・ 39
[金融戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
④観光振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
[観光立国戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
⑤経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ・・・・・・・・・・・・・ 46
[アジア太平洋経済戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(2)　分厚い中間層の復活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
①すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ・・・・・・・・・・・・ 51
[生活・雇用戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
②我が国経済社会を支える人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
[人材育成戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
③持続可能で活力ある国土・地域の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・ 58
[国土・地域活力戦略] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
(3)　世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化 ・・・・・・・・・ 63

Ⅴ．戦略の継続的な実効性の確保～本格的な PDCA サイクルによる戦略実現～

１．改革工程表の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
２．本格的な PDCA サイクルの確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

（別表）日本再生に向けた改革工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

Ⅰ．総　論

１．「フロンティア国家」として

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を超克して、新しい日本社会を作り、誰もが「夢と誇りを持てる国」を実現すること。これが東日本大震災と原発事故を経験した私たちに課せられた責務である。そのためには、東日本大震災以前の私たちの社会の在り方、価値観、こうしたものを一から見直す必要がある。

平成22年（2010年）６月に閣議決定した「新成長戦略」は、過去の成功体験にとらわれることなく、「失われた20年」の背景を正確に認識し、強い自覚と反省の上に立って新たな歩みを始めるとの認識に基づいて策定され、始動したものであった。しかし、それから９か月後、私たちは「3.11」に遭遇し、新たな試練に直面した。この新たな状況に対応し、「新成長戦略」を再編・強化し、その取組を被災地の復興につなげることにより、東日本大震災以前よりも魅力的で活力にあふれる国家として再生するために、これから私たちが進むべき方向性を指し示したものが、この「日本再生戦略」である。

日本が世界の中で突出する経済力を誇り、アジアで唯一の先進国という地位が保障された時代はとうの昔に終わっている。今や日本は世界に先駆けて超高齢社会に突入し、未曾有の災害に遭遇し、さらには原発事故によって深刻なエネルギー制約にも直面している。

私たちは世界に先駆けて様々な困難に直面しており、この困難を乗り越えることで、日本は世界に先例を示すことのできる「フロンティア国家」という新たな立場に立っている。

直面する幾多の困難を、むしろ日本にとってのフロンティアとして捉え、勇気を持って切り拓いていくことで世界に範を示す社会を築いていくことが「日本再生戦略」の目指す目標である。

私たちが直面するフロンティアは、過去に誰も切り拓いたことのない未知の領域である。その開拓には様々な苦難が伴う。しかし、それを乗り越えることが「フロンティア国家」たる日本の責務である。

私たちの先人は、これまでにも幾多の困難を乗り越えてきた。その際、我が国は異質な存在や新たな知識に「開かれた心」をもって「交流」し、様々な能力を組み合わせて「混合」し、無駄なものを削ぎ落としながら「変容」させ、「わび、さび」に象徴される「引き算の文化」のような日本独自の新たな価値を生み出してきたのである。フロンティアを切り拓くに当たっても「温故知新」の姿勢に立ち、私たち自身の中に秘められている日本らしい力を再発見し、活用していくことが重要である。

私たちは「フロンティア国家」としての自覚を持って「日本再生戦略」を実行し、世界に先駆けて新しい経済や社会の姿を日本において実現することを目指していく。

２．フロンティアを拓き「共創の国」づくりを

フロンティアを切り拓き、新たな成長を目指すに当たっては、これまでのようなGDPの増大という「量的成長」のみではなく、「質的成長」も重視する「経済成長のパラダイム転換」を実現していく。

振り返ってみれば、20世紀後半の日本はGDP（国内総生産）を基準に豊かさを追い求め、1960年代後半に西ドイツ（当時）を抜いて世界第２位となった。しかし、2010年には中国に抜かれて第３位に後退した。また、GDPの増大が必ずしも人々の幸福度の向上にはつながってこなかったという指摘も聞かれる。さらに、昨年の東日本大震災は、国民全体が「何が幸せか」を問い直す契機となった。

それでは「質的成長」という場合に問われるべき「質」とは何か。例えば本年６月、国際連合が「包括的な豊かさに関する報告書」を発表した。この報告書では、物的資本（機械、建物、インフラ等）、人的資本（人口、教育、技能等）、自然資本（土地、森、化石燃料、鉱物等）から構成される資産の規模を評価しているが、日本は米国に次ぐ第２位であり、１人当たりの規模では米国を上回ってトップである。こうした指標も一つの参考となるだろう。

特に人的資本は、本来経済的（貨幣）価値では表せない要素も含む。我が国はこれまで、勤勉で質が高く正に国の財（たから）である「人財」に恵まれてきた。すなわち、人的資本の本質は、教育や技能がどの程度備わっているかということばかりでなく、人々が社会や仕事に向き合うマインド（気持ち）にもかかっている。日本では古来、こうした経済的価値では表せない価値に重きを置いてきた。「縁」や「絆（きずな）」という言葉が日本人にとって特別な言葉であることは、そのことを物語っている。

こうしたものが満たされている状況が生まれるような成長が「質的成長」である。GDPに示されるような豊かさも追求しつつ、それにとどまらない、私たちが重視する今後の新しい経済成長の在り方である。社会全体の幅広い人々が恩恵を享受できるような「インクルーシブな成長」でなくてはならない。このような考え方の下、「フロンティア国家」として直面する数々の課題に対して、その解決策を見出すためには、社会の多様な主体が、現在使っているあるいは眠らせている能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を「共に創る」ことが必要である。それが「共創の国」の姿である。

「共創の国」は、すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で、各々が「新しい公共」の担い手となる社会である。そして、分厚い中間層が復活した社会である。そこでは、一人一人が、生きていく上で必要な生活基盤が持続的に保障される中で、活力あふれる日常生活を送ることができる。

働く世代に過度の負担をかけず、今まで以上に女性や若者、高齢者が、社会と仕事に向き合い、その能力と可能性を十分に発揮することができる。それは、自然人にとどまらず、企業や自治体、地域社会にも言えることであり、「共創の国」は地方分権・地域主権国家でもある。

また、「共創の国」は、地域の中で活動する中小企業が、その能力と可能性を最大限に発揮し、経済や新たなイノベーションを支える中心的な担い手となる社会でもある。

さらに、「共創の国」は、国際社会においてもその能力を発揮しなくてはならない。新しい国際的秩序・ルールづくりに参画し、国際貢献や、国際協力を進め、世界的な「人間の安全保障」の確立に向けて尽力するなど、より良い世界の構築を積極的にリードしていく国家である。

フロンティアを切り拓き、こうした「共創の国」を実現することが、私たちに求められていることである。私たちは「日本再生戦略」の実行を通じて、「共創の国」づくりを行っていく。

３．「日本再生戦略」の基本方針

「新成長戦略」が目指したのは、旧来型の政策体系の転換である。公共事業への過度な依存、供給サイド偏重の考え方を是正し、新たな需要や雇用を創出することを企図した。

リーマン・ショックの影響が残る中で策定された「新成長戦略」がスタートして間もなく、欧州財政危機が表面化し、さらに東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に遭遇した。これらの新たな事態、状況変化の下で、直面する様々な課題をフロンティアとして切り拓くに当たっては、以下の方針で臨む。

第１に、「被災地の復興なくして日本の再生なし」、「福島の再生なくして日本の再生なし」という強い決意の下、その過程において、日本再生戦略で掲げる各種施策を優先的、重点的に実行する。また、東京電力福島第一原子力発電所１～４号機の廃炉に向けて、政府と東京電力が一体となって、全力で取り組んでいく。特に、燃料デブリ取出し等に新たな技術開発と多くの専門スタッフが必要であり、国家プロジェクトとして取り組むことでリソース（人材、資材、資金、技術等）を集中投下することが不可欠である。さらに、エネルギー・環境戦略は、エネルギー情勢を不断に検証しながら、原発依存度を可能な限り低減し、再生可能エネルギー・省エネを最大限拡大することを基本とし、現在、国民的議論を行っている。こうした脱原発依存を実現するために「原発からグリーンへ」のエネルギー構造転換を強力に進める「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付ける。

第２に、国内外で今後需要の増加が見込まれるグリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（６次産業化）の３分野など、新たな成長を目指す重点分野について、日本経済を支える中小企業の活力を最大限活用しつつ、今後三年間の集中取組期間中に、この分野における規制等を見直すとともに、限られた政策財源を優先的に配分する。

第３に、望ましい経済成長である名目成長率３％程度、実質成長率２％程度（2020年度までの平均）を目指すためには、まずは長年のデフレから早期に脱却するとともに、急速な円高の進行への対応が必要不可欠である。そのため、政府

は、日本銀行と一体となって、緊密な連携の下、デフレの克服に全力で取り組むとともに、あらゆる政策手段を使って円高とデフレの悪循環を防ぐ。

第４に、政権交代以来取り組んでいる縦割り・前例踏襲・前年実績主義の弊害を打破するため、施策中心、横割り（横串）の予算編成を一層徹底する。

第５に、厳しい進捗管理とそれに基づく見直しを毎年実施する。政策の実施にとどまらず、その政策が目指す具体的成果を実現することを厳格に追求する。ちなみに本年５月には「日本再生戦略」を策定する前提として、「新成長戦略」のフォローアップを行った。その際には、政策の成果を過大評価したり、誇張する因習と決別し、あえて厳しい評価を行った。その結果、「新成長戦略」に盛り込まれた施策の98%は既に実行しているものの、目標とする具体的成果を出すためには、ボトルネックの解消が必要であることを明確にした。「日本再生戦略」では、ボトルネック解消のための具体的方策をまとめ、その実行を図ることとしている。

４．「日本再生戦略」の実行に当たって

日本が直面している課題は多岐にわたる。バブル崩壊から続く経済低迷、長期化する円高・デフレ、少子高齢化に伴う人口・労働力減少、国内需要と投資機会の減少、歳出入不均衡と財政赤字の拡大、社会保障制度の持続可能性低下、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下、国際競争力低下、交易条件と国際収支の悪化など、その影響は相互に輻輳（ふくそう）している。

内外の変化への対応を目指す「日本再生戦略」の実行に際しては、諸課題の相互の影響を踏まえた上で、次に掲げる関係については特に留意が必要である。

まず第１に、社会保障制度との関係である。世界に先駆けて超高齢社会を迎える日本にとって、社会保障制度の持続可能性を高めることは喫緊の課題である。社会保障・税一体改革の着実な実施とともに、「日本再生戦略」によって成長を実現することが、収支面から社会保障制度の持続可能性を支えることになる。

第２に、財政との関係である。経済成長と財政健全化の両立は不可避の課題である。国及び地方の長期債務残高の対GDP比は196%（平成24年度末見込み）に及ぶとともに、予算の硬直化も著しい。「日本再生戦略」が成果を挙げることによって経済成長と財政健全化を両立することが、社会保障制度の持続可能性を高め、予算の弾力化にも資する。

第３に、グローバル経済の成長の取り込みとの関係である。人口減少に伴い、国内需要が低迷する日本にとって、内需拡大の努力だけでなく、外需を獲得することは至上命題である。そのためには、新興国を筆頭に世界各国の需要を取り込む通商関係を構築する必要がある。とりわけ、急成長するアジア圏の需要を日本に取り込むことが鍵となる。

第４に、新エネルギー政策と成長との関係である。近年の世界的な需要急増に伴って原燃料価格が高騰する中、日本経済は過去のオイルショック時の比ではない原燃料価格の大幅な上昇の影響を受けている。加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故にも遭遇し、当面はこれまで以上に化石燃料に頼らざるを得ず、原

燃料価格高騰、輸入増加に伴って価格競争力と交易条件が悪化し、企業収益・勤労者所得・雇用は圧迫され、貿易収支にも悪影響が及んでいる。

このため、「原発からグリーンへ」、脱原発依存を実現しつつ再生可能エネルギーなどの「グリーン成長戦略」を最重要戦略として掲げる「日本再生戦略」にとって、成長の実現とエネルギーミックスの整合性は常に意識しなくてはならない。一般的に経済成長率が高まるほど電力需要が増加することから、新エネルギー開発の加速と電力需要サイドの対策を効果的に行う必要がある。

第５に、あらゆる成長の実現に不可欠な人材育成や基盤インフラ等との関係である。イノベーションは新製品・新技術の開発などにとどまらない。従来の考え方にとらわれない自由で新しい発想や創意工夫により、予想もできなかった発展や成長を実現することである。そのための人材育成や、そうした成長を誘発する情報通信技術、金融などの基盤インフラ整備、研究開発支援・規制改革など、政策面の協力が重要である。

５．「日本再生戦略」と予算編成との関係

今後の予算編成過程においては、以下のような取組を通じ、「日本再生戦略」の着実な実行につながる予算編成を行う。

①東日本大震災からの復興、福島の再生を最重要かつ最優先課題として、引き続き全力で対応する。

②グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（６次産業化）などの重点分野については、日本経済を支える中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏まえ、府省横断的な横割り（横串）の予算配分（重点配分）を徹底する。

③その際、財政投融資の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実効性を担保する。

④重点分野を中心に、要求段階から各府省における類似施策の重複排除、間接的関係予算の安易な計上排除を徹底する。また、一般会計だけでなく、特別会計についても、「日本再生戦略」の実行に資する予算の組替えを行う。

⑤省庁の枠を超えた大胆な予算の組替えに資する編成の仕組みを導入する。具体的には、各府省一律の削減とするのではなく、政策分野、施策ごとにメリハリの付いた配分を可能とする。また、その実効性を担保するために、横割り（施策別）査定の機能を強化する。

⑥社会保障分野を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直すこととする。その際、行政事業レビューの結果及び会計検査院の過去の指摘事項等については、来年度予算において確実に反映させる。

Ⅱ．震災・原発事故からの復活

１．東日本大震災からの復興

（１）総力を挙げた早期復興と絆の強化

東日本大震災は正に未曽有の国難であり、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、総力を挙げて、復旧・復興に取り組む。昨年７月に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき具体策の確実な実施を図る。

被災地では、鉱工業指数が震災前の水準並みまで戻りつつあり、農業・水産業・観光業等も改善が見られるが、津波被害地域等の本格的な復興は今後の課題となっている。また、被災３県の雇用情勢は、沿岸部を中心に依然として厳しい状況であり、被災地の産業復興と雇用確保を進める。被災者に寄り添いながら被災地の復興を成し遂げるため、本年２月に設置された復興庁は、ワンストップで被災地の要望をきめ細かくくみ取り、全体の司令塔となって、復興事業をこれまで以上に加速する。また、復興過程等を明らかにする工程表を活用した適切なフォローアップを行っていく。

我が国は、大震災発災以降今日まで 163 の国・地域と 43 の国際機関から支援の申出を受けており、世界も日本の復興と再生に注目している。大震災からの復興に当たっては、国際社会との絆（きずな）を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

（２）原発廃止措置・賠償への集中的な対応

原発事故については、「福島の再生なくして、日本の再生なし」の考え方の下、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（平成 23 年４月 17 日東京電力株式会社）で定めたステップ２の完了を昨年 12 月に確認した。今後も、政府・東京電力中長期対策会議において決定された「福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に沿って、中長期的視点で廃止措置に必要な人材の育成・確保を図りつつ、廃止措置に向けた取組を着実に進めるとともに、国際的な研究開発の拠点化を図る。特に廃止措置については、燃料デブリの取出し等、人間だけでは対応できず、遠隔操作可能なロボットなどの開発に国内外の叡（えい）知を結集させることが必要不可欠である。このためには、技術開発や実証などに可及的速やかに取り組まなければならず、これらが成功しない限り、廃止措置を着実に進めることはできない。関係省庁はこれについて共通の認識を持ち、廃止措置に向けた研究開発体制の強化を図り、一刻も早い対応を行うことが求められる。この廃止措置を完遂し、次の日本の人材や産業の育成につなげていかなければならない。あわせて、被災者の生活再建に向け、除染の実施、住民の健康管理等に全力で取り組むとともに、被災者が迅速かつ適切に賠償

金の支払を受けられるよう、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介、原子力損害賠償支援機構による賠償支援等を通じ、賠償金の支払に万全を期していく。

（３）被災地の復興を日本再生の先駆例へ

東日本大震災からの復興においては、被災地の発展が持続的なものとなり、被災地の復興が日本再生の先駆例となるよう、復興特区や民間資金の十分な活用を図りながら、新産業の創出などを先取りして実施する。

特に、グリーン、ライフ、科学技術、情報通信等のイノベーションを新たな産業・雇用の創出に結び付け、世界最先端の研究開発拠点を目指す取組などを強力に推進し、地域の強みをいかした被災地の復興を我が国最先端の地域モデルとしていく。

例えば、エネルギー・環境分野でのイノベーションとしては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年７月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上、スマートコミュニティ、環境先進地域（エコタウン）の実現等に取り組むこととしており、被災地を先駆例として、研究開発拠点の構築、再生可能エネルギーの導入促進、地域資源を活用した電力・熱等の供給システムの導入促進、低炭素のまちづくり等を実現する。

また、医療・介護分野でのイノベーションとしては、東北大学を中心として地域的な医療健康情報の蓄積・共有・活用を行う「東北メディカル・メガバンク計画」について、今後、被災地の住民を対象として健康調査を実施し、大規模なバイオバンクを構築して個別化医療等の基盤を形成し、東北発の次世代医療の実現を目指す。岩手、宮城、福島の東北３県においては、革新的な医薬品・医療機器等の開発を促進するため、医師主導治験の推進、創薬拠点・がん治療拠点の構築、医療機器・ロボットの開発等に先駆的に取り組む。

ものづくりや農商工の分野においては、企業連携や事業の共同化による経営刷新を促進することで、高付加価値化と産業集積を図る。さらに、前例のない税制特例（新規立地新設企業を５年間無税とする措置）や大胆な規制緩和を認める「復興特区制度」の活用を促進し、国内外から新たな企業の投資を呼び込み、復興を加速する。

このように、被災地の復興を日本再生の先駆例とすべく、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、復興施策を着実に実施する。

（４）防災・減災の取組強化

災害は、時として人知を超えた猛威を振るい、多くの人命を奪うとともに、国土及び国民の財産に甚大な被害を与える。我が国は、災害が発生しやすい自然条

件や、稠(ちゅう)密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持っており、国土・地域や国民の生命・身体・財産を災害から保護する「防災」は、極めて重要な施策である。

災害に上限はなく、またその発生を完全に防ぐことは不可能である。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い国土・地域づくりを推進することが必要である。被害の軽減に向け、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で、行政機関、事業者、住民等が一体となって、交通インフラの代替性・多重性の確保、施設の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

このような考え方に立って、東日本大震災の教訓をいかし、被災地を始め我が国全体の災害に対処する能力の増強を推進する。

２．エネルギー・環境政策の再設計

（１）原発からグリーンへ

原発への依存をできる限り減らす。これが、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえた政府の基本方針である。その原発依存度低減を補う主役は、風力、太陽光などの再生可能エネルギーや省エネルギーである。つまり「原発からグリーン」を目指すことになる。このグリーンへのシフトを、いかに我が国の成長につなげるかが極めて重要な課題である。そのための戦略がグリーン成長戦略であり、現在の我が国にとって、最優先で取り組むべき事項といえる。

震災前までは原子力を基幹電源としてきた我が国にとって、原発依存度低減を実現しようとすることは、大きな制約であるが、その制約をバネとして、構造改革に取り組み、成長につなげる戦略を考えなければならない。

国家戦略会議の分科会であるエネルギー・環境会議は、本年６月、エネルギーミックスと環境に関する３つの選択肢を提示した。原発依存度を震災前の 2010 年の実績値 26%から、2030 年までに０%、あるいは 15%、または 20%から 25%まで下げていくという３つのシナリオである。いずれも、再生可能エネルギー、水素や蓄電システムなどのクリーンエネルギーや、省エネルギーに重点をシフトし、原発依存度も化石燃料依存度も下げ、今よりもエネルギー安全保障を改善し、温室効果ガスを削減する選択肢となっている。

原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していくことが必要である。現在、電源に占める再生可能エネルギーは約 10%（水力を除くと約２%）。これをどのシナリオを選ぼうとも、この 20 年弱の間に 25%から 30%以上（水力を除くと 13%か

ら 19%以上）にまで拡大させる。省エネルギーも、生活水準や産業活動が今から30 年までに２割程度拡大しても、エネルギー消費はむしろ今より２割減らす方針で進める。

一方で、現状、再生可能エネルギーの発電コストは高く、太陽光発電や風力発電は天候次第で発電量が大きく変動し不安定である。また、省エネルギーを強化すればするほど、高コストとなる側面もある。このような点を踏まえれば、少なくとも当面の間は化石燃料の重要性も高まる。よって化石燃料の開発投資の推進、調達改革、技術開発の推進、クリーン利用の促進など資源燃料政策を強化しつつ、グリーンへの移行の円滑化を進めることが必要である。

こうした課題解決を図りながら成長しなければならない。

（２）石油危機の経験と教訓

我が国がエネルギー制約に直面するのは初めてではない。1970 年代の石油危機に直面した際、石油依存度の低減を達成するために代替エネルギーの活用が進んだ。省エネルギーについては省エネ法が制定され、特に産業部門においては省エネルギー投資を積極的に進めていくための後ろ盾となったほか、ビル等の省エネも進展させた。また、その後の省エネ法改正で導入されたトップランナー制度の導入により、家電の高効率化、自動車の燃費改善が進み、我が国の製品が海外市場でも評価され、我が国の経済成長に寄与した。さらに、サンシャイン計画・ムーンライト計画といった新エネルギー・省エネルギーの長期的な研究開発プロジェクトにつながり、今の日本のエネルギー技術を支えている。

このように石油危機時には、石油供給制約によるエネルギーコスト上昇と、これに伴う省エネルギー投資、代替エネルギー投資のコスト競争力の上昇が、産業構造の転換と新しいエネルギー供給の在り方、新しい生活の在り方を創出し、それが経済成長の推進力を生み出した。

今、我が国は当時と同じように原発依存度低減というエネルギー制約をバネにして、新しい社会変革、進化した産業構造による「グリーン成長」を達成しなければならない。

（３）家庭が主役に　～需要と供給の両輪による変革～

グリーンイノベーションという情報通信技術とエネルギー関連技術が結び付いた大きな技術革新の波は、これまでは受け身の存在であった家庭や業務部門といった需要家を主役に押し上げることを可能にし、コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。

再生可能エネルギーや家庭用の定置用燃料電池等、新しいコンパクトなエネル

ギー供給技術が確立したことで、各家庭レベルが電力の供給者となることが可能になった。また、近年エネルギー消費が増大している業務・家庭部門についても、今回の節電の経験を通して省エネ・節電の余地のあることが確認され、省エネ・節電関連製品が新たな市場を生み出した。この経験を一過性のものにすることなく、継続するためにも需要と供給が相互連鎖して新市場を創出するモデルを確立する必要があり、政府はこれを先導しなければならない。また、エネルギーミックスの見直しと、大規模電源集中型と両立する分散型エネルギーシステムの構築を踏まえ、送配電網の中立性を高めるなど更なる電力システム改革の実施についても検討を行う。

（4）縦軸から横軸へ

グリーンイノベーションは、エネルギーという分野にとどまらず、通信、交通・自動車、建物・都市、医療、安全・安心などの分野との新結合により、イノベーションの連鎖を起こし、社会の変革、新しい産業の創出、産業構造の進化を実現するものである。

これまでの日本の海外市場戦略は、日本という国内市場で技術を確立し、海外に展開するというケースが多かったが、近年このビジネスモデルに限界が来ている。それはグローバル市場の技術競争スピードと新興国のコスト競争力がかつてない水準に高まっているからである。このような中で我が国のグリーン関連産業がいかにして①利益を上げ、②国内外で同時に成功し、③一過性ではなく継続的なビジネスを行えるモデルを作るのかということが重要になってくる。我が国の強みはどこにあり、バリューチェーンのどの部分で優位性を発揮して国際市場で戦うかの戦略が企業に求められるとともに、官民一体でこれを進めて行くことが重要となる。

政府の産業政策はこのような市場・社会の変化に対応し、業種ごとに対策を考えるという縦軸の発想から、どんな社会が望ましいか、その社会を達成するためにはどのような技術が求められているのかといった横軸の発想による政策立案が求められる。

（5）政府の役割

政府の役割は、以下の６つである。

① 目標を設定し、これを「見える化」することで企業・家計と目標を共有し、社会の方向性を打ち出す。

② 送電網の中立性を高める更なる電力システム改革などを進め、公平・公正なルールの下、価格メカニズムが働く競争的な市場を整備することで、家計の厚生を高める。

③ 企業に対しては規制・制度の見直しや、規格・標準化により新たな製品が生

まれ、普及するような環境を整備する。

④　エネルギー市場の変革に対応した送配電網の強化や、ガスパイプラインの整備など新しい公共財の整備に対する政府による環境整備は重要であり、情報通信技術を駆使して、エネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティなどのプラットフォームを整備していくことでより効率的で利便性の高いインフラを形成していく。特に送電網の整備については、風力発電に適しているが送電網が脆弱である北海道・東北の一部地区における送電網の充実を図る。さらにいえば、国際的な枠組み・ルールなども新しい公共財といえる。世界においてもエネルギー問題は喫緊の課題であり、２国間オフセット・クレジット制度の構築を進めるなど我が国のグリーン戦略をあるべき姿として世界に発信する。

⑤　新しい市場の創造においては、ファイナンス面での政府の役割も大きく、新しい技術を生み出す長期的な研究開発、先端技術の初期需要を生み出すような投資の支援などが考えられる。民間事業者では取りきれないリスクを政府が管理・補完するとともに、時には投資の呼び水として政府が資金提供することで民間金融機関等の投資を促し、新たな市場への資金流入と市場拡大を促す。

⑥　これまで見逃されてきた家計に対するきめ細かい政策提案が必要である。

政府は、グリーン成長のコンセプトを具現化する先導的中核分野を設定し、「日本再生戦略」に位置づけ、集中的に進めていく。さらに、平成 24 年末までに、より具体的な目標や政策を盛り込んだ「グリーン政策大綱」を取りまとめる。

Ⅲ．デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

我が国経済にとって当面の最大の課題であるデフレ脱却に向け、政府は日本銀行と一体となって取り組む。さらに、日本再生に向けた取組を進め、社会保障・税一体改革を推進することなどにより、所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長と財政健全化を共に実現する。

１．デフレ脱却の道筋

（１）デフレの背景

我が国経済は、10 年以上にわたりデフレから脱却できない状況が続いている。長期にわたるデフレの背景には、需給ギャップの存在、企業や消費者の成長期待の低下、デフレ予想の固定化といった要因がある。需要不足や物価の下落が所得を減少させ、デフレ予想と成長期待の低下を生み、更なる需要の下押しと物価の下落圧力をもたらすという状況が続いてきた。近年は、急速な円高の進行もデフレ圧力となり、逆にデフレが円高の背景となっている面もある。この間、原油等の輸入価格上昇によるコスト増が生じても、新興国との厳しい競争に直面している分野などでは製品やサービスの価格を引き上げることができず、賃金や収益が圧縮されてきた。輸出価格と輸入価格の比である交易条件は悪化し、国民の実質的な所得・購買力（実質 GNI）は押し下げられてきた。

現在、景気は復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。内需の高まりを受け、需給ギャップが縮小し、物価の下落テンポは緩和してきている。現在の経済状況を、外需を中心とする景気回復によって物価が一時的に上昇（平成 18 年～平成 20 年）するに至った過程と比較すると、今回は、（ｉ）復興施策の効果が景気を支え当面は内需主導の成長が見込まれる、（ii）労働需給の状況に照らし、賃金動向はやや強い、（iii）家計の物価予想も底堅い、といった望ましい状況が生まれつつある。

現在も緩やかなデフレ状況が続いており、平成 24 年度後半には復興施策の効果の縮小を背景に経済成長率が前期比でみて緩やかなものになっていくことや、欧州政府債務危機、電力供給制約等の様々な景気下振れリスクに鑑みると、十分な注意が必要であるが、今こそ、デフレという長年の問題と決別するチャンスであり、全力で取り組む。

（２）デフレ脱却に向けた政策の基本方向

デフレ脱却の好機を逃すことなく、適切なマクロ経済政策の運営と、デフレを生みやすい経済構造の変革に全力を尽くし、所得の増加を伴う国民全体にとって好ましい成長の実現を目指す。

政府と日本銀行は、デフレ脱却が極めて重要な課題であるとの認識で一致して

いる。日本銀行は、当面、消費者物価上昇率１％を目指して、強力に金融緩和を推進することとしている。政府は、日本銀行に対して、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続するよう期待する。

政府は、平成 24、25 年度を念頭に、２．に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融資、税制など最適な政策手段を動員し、平成 25 年度予算編成プロセス等において更に対応を具体化する。特に、規制・制度改革は、市場における競争を促し、我が国の経済構造を変革し、経済活性化につながる必要不可欠な取組であることから、より一層強力に推進する。これにより、生産、分配、支出にわたる経済の好循環、賃金や収益の増加を伴う成長を実現し、早期のデフレ脱却につなげていく。また、経済動向を踏まえ、必要な場合には柔軟かつ機動的な政策対応を図る。なお、急速な円高の進行など為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、緊張感を持って市場の動向を注視し、必要な時には断固たる措置をとる。民間部門においても、デフレに結び付きやすい構造を見直し、付加価値を高めていく取組が期待される。

需給ギャップは、平成 23 年度 3%程度、本年 1-3 月期には 2%程度と縮小してきている。今後は、引き続き東日本大震災からの復興等に努めるとともに、上記のような政策対応を図ること、また平成 25 年度にかけて電波の有効活用やエネルギーの安定供給等の分野で民間投資が計画されていること等により、内需が回復することを通じ、需給ギャップは平成 25 年度に向けて縮小傾向が続いていくと見られ、さらに、物価上昇期待、成長期待が徐々に高まることなどから、デフレ脱却に向けて改善が進むと考えられる。

政府は、デフレ脱却と経済活性化のために、「デフレ脱却等経済状況検討会議第一次報告」を踏まえ、同会議において、政策の具体化とその推進を引き続き行うとともに、デフレ状況を含めた経済状況及び経済運営について、年２回（年初及び年央）、定期的に点検を行う。

２．デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

（１）モノを動かす

我が国は、700 万戸以上の空き家を抱える一方、中古住宅流通市場が小さく、住宅ストックが有効に活用されていない。他方、子育て世帯の広い住宅へのニーズは満たされておらず、また、東日本大震災後には耐震化・エコ住宅化への需要が高まっている。さらに、インフラの更新や、災害への対応のニーズも高い。これらのニーズを実現し、資産の価値を高めるとともに、不動産流通市場を活性化

する必要がある。

我が国の住宅政策については、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上を追求する時代に転換した。耐震化・エコ住宅化の加速、住み替えを促進すること等を通じて、「広くて、耐震、エコな」住宅整備を進めるとともに、消費者に必要な情報の整備・提供や築年数を基準とした価格査定手法の見直しなど不動産流通システムの抜本改革を図る。加えて、重要な建築物の耐震性の確認と表示、民間資金導入のための不動産証券化手法の制度整備等も通じた必要な耐震改修を進める。また、PFI の強力な推進、財政投融資の活用などにより、インフラ更新等の投資を促進する。これらにより資産デフレにも対応する。

モノやサービスの面では、アジアなどの成長を取り込むため、次世代技術の研究開発等による製造業の非価格競争力の強化や、新興国との厳しい価格競争にさらされている分野からの事業転換を進めるとともに、インフラ・システム輸出やクールジャパン戦略の推進と並行して、広範なサービス分野の海外展開の推進体制を整備する。また、潜在的な国内需要を実現するため、医療、介護等の分野におけるビジネス展開を促進するとともに、サービス産業のビジネス機会拡大のため、公共データの民間開放・利活用を進める。さらに、社会保障・税一体改革により、全世代を通じた国民生活の安心を確保することを通じ、消費や経済成長に寄与していくことが期待される。また、消費者が安心できる市場を整備する取組を強化する。なお、消費が急激に落ち込み、それが持続する懸念が強い場合に対して、バラマキとならない真に有効な消費を刺激する施策に関する検討を行う。

（2）人を動かす

生産年齢人口が減少する中で、経済成長の主たるエンジンとして「人材」の重要性が増している。しかしながら、企業や家計の余力低下に伴い、人的資本の蓄積は停滞し、能力をいかす機会や職場も不足している。所得の増加を伴う成長を実現するために、人材育成と機会の拡大が急務となっている。

働く人々がより高い価値を生み出す能力を身に付けるため、企業の人的投資や働く人の自己研鑽（さん）を幅広く推進するとともに、高齢者等による次世代の人材育成のための投資・寄附の拡大を支援する。

また、働く人がその能力を最も発揮できる産業や職場に移ることができるよう、政策の重点をリーマン・ショック後の危機対応のための「守りのモード」から、需要の増加が見込まれる分野への新たな就業や起業を拡大する「攻めのモード」にシフトする。このため、若者や女性の起業等の支援や産業振興と連携した地域の雇用創造、成長分野である農業の６次産業化や法人化等を促進するとともに、雇用のミスマッチの是正に向け、インターンシップの拡大等を図る。リーマン・ショック後の危機対応措置については、経済・雇用情勢を踏まえつつ、次の段階

に向けた検討を進めることとし、雇用調整助成金については、労使の意見も聞きながら、平常時の対応に戻す。中小企業金融円滑化法の平成 24 年度末までの最終延長を踏まえ、中小企業の抜本的な経営改善支援を進める。中小企業に対する公的な信用保証（セーフティネット保証５号）については、平成 24 年度上半期は引き続き原則全業種指定の運用を継続しているが、下半期の指定業種についてはきめ細かく業況を見て判断する。また、成長分野における人材の育成のための職業訓練や教育・マッチングサービスを促進するとともに、経営者の再起を促す方策の検討を進める。

さらに、公正で働きがいのある就業環境に向け、非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援するとともに、政府全体として、女性の活躍を促進するための取組を加速する。また、外国人向けの事業環境・生活環境の整備を加速する。

同時に、地域間や国際間の人の交流を通じた経済活性化の観点も踏まえ、観光立国を推進する。

（３）お金を動かす

約 1,500 兆円の個人金融資産の半分以上が現預金で保有される状況が続くなど、民間のお金が成長分野に十分には回っていない。成長ファイナンス推進会議における検討を踏まえ、過半の金融資産を保有する高齢者を含め民間のお金の流れを活性化し、消費や投資につながるメカニズムを構築する。

３．中長期の経済財政運営 ―経済成長と財政健全化の両立―

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの平均で、名目 3%程度、実質 2%程度の成長を目指す。人口減少・高齢化の継続により、労働供給面からの制約等が懸念されるものの、重要な政策努力の目標と位置付け、全力で取り組む。まずはデフレからの脱却を確実なものとするとともに、日本再生に向けた取組を推進すること等により、グローバル化のメリットを最大限いかし、国内経済のダイナミズムを強化するとともに、分厚い中間層を復活させること、そして、それらの好循環を実現することが必要となる。これらに取り組むことにより、所得の増加と付加価値生産性の向上を伴った持続力のある成長の実現を目指す。

具体的には、グローバル化のメリットを最大限いかすため、非価格競争力の強い分野を育てることに加え、新興国との価格競争に直面している事業からの事業転換を進めること等により交易条件の改善を図るとともに、海外市場で高い利益を得ることができる広範な産業が海外展開しやすい環境を整備するため、高いレ

ベルの経済連携を始めとした取組を進める。同時に、国内経済のダイナミズムを強化するため、成長マネーの供給拡大、規制改革の推進などを通じて、新規参入や事業転換等を促進する環境、ひいてはイノベーションが社会で幅広く起こる環境等を整備する。さらに、分厚い中間層の復活に向け、我が国経済社会を支える人材の育成、正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、女性・高齢者等の多様な人材の多様な働き方による社会参加の促進、ディーセントワークの実現などに取り組む。

今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の安定財源を確保し、安心できる社会保障制度の確立によって、人々の不安を減らし、消費を促し経済活動を拡大することを通じて新たな成長の基盤となるとともに、医療・介護サービスの充実によって雇用を創出することなどを通じて、経済成長に寄与していくことが期待される。平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動による影響などについては政府として適切に対処し、また、日本銀行と一体となって、デフレ脱却を確実なものとするとともに、引き続き安定的な物価上昇の定着を目指して取り組む。

また、欧州政府債務問題を契機に、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっている中で、社会保障・税一体改革の着実な実施を図ることなどにより、「財政運営戦略」（平成 22 年６月 22 日閣議決定）に定められている平成 27 年度（2015 年度）段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩が踏み出されることになる。

経済成長と財政健全化は車の両輪として同時に推進していく。

上記のような取組を通じて、平成 32 年度（2020 年度）までの平均で、名目成長率で３％程度、実質成長率で２％程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけていく。さらに、交易条件の改善と海外からの所得受取の増加により実質国民総所得（GNI）の向上につなげ、国民の購買力、実質的な豊かさの向上を伴う成長を目指す。

中長期的な成長へのリスクとしては、電力・エネルギー制約が経済活動を制約するリスク、資源価格の更なる上昇が所得流出を通じ経済の重しとなるリスク、震災等の大規模災害が起きるリスクなどが考えられる。成長力強化や防災等への取組を強化する中で、これらのリスクへの備えを進める。

Ⅳ. 日本再生のための具体策

以上のように、日本再生を力強く進めていくためには、政策の基軸として、まずは「デフレ脱却」、そして人を始めとする様々な資源が中央から地方へ向かう流れを作り、地域で個人、企業、自治体など多様な主体が新しい成長の豊かさを共に創る「地域化」と、国際社会の中で日本が自らの強みを活用して、新しい成長の豊かさを実践し、世界をリードする「グローバル化」の３つの取組方向を推し進め、構造転換を通じて日本経済の成長を実現していく必要がある。こうした考え方に立って、「日本再生戦略」では、これまでの「新成長戦略」の徹底検証と強化・再設計を行った。

具体策の検討に際して、まずは現下の取組状況を厳しく検証した。特に、「成果の達成を基軸とする政策運営」を行う観点から、工程表の期限どおり施策を実施したか否かのチェックに留まらず、国民に対して明確に成果を説明できるかを評価基準として、往々にして成果等について過大評価になりがちであることから、「新成長戦略」の各施策の実施状況について厳しくフォローアップを行った。その結果、「新成長戦略」で実施が予定されていた多くの施策については、98%以上が実施済み又は一部実施済みである一方、成果が出るまでに一定の期間が必要であることや、戦略策定後に発生した東日本大震災等の影響が大きかったこともあり、必ずしも成果につながっていないものや、成果を十分に確認できないものが散見された。このため、施策の実施が工程表から遅れているものの実行加速はもとより、諸般の事情等で成果が十分に確認できないものについては、そのボトルネックを解消できるよう施策の見直しを行った。

また、今後は「成果の達成を基軸とする政策運営」をより明確に行うことができるよう、各政策分野において、2020 年度までに実現すべき大目標の充実に加え、当該大目標を達成するための中間の数値目標（原則として 2015 年度までに達成すべき目標）を原則として施策群ごとに設定するなど、達成目標の明確化を図るとともに、具体的な取組（アクション）を年度ごとに明らかにした。

さらに、東日本大震災などこの２年間に生じた状況の変化等を十分に踏まえ、昨年末の「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、各政策分野で新たに思い切った取組の導入・拡充を行った。

今後は、以下に示す内容に従って取組を進め、できる限り実行を加速すべきものは加速し、前倒しを進めながら、日本再生を実現していく。

１．政策実行の枠組み

（１）政策対象の明確化による施策のメリハリある実施

～日本再生の４大プロジェクトの優先実施～

力強い日本再生に向けて有効な取組を戦略的に実行していくためには、達成目的となる政策対象（ターゲット）を明確にして、規制改革、予算、税制等の政策手段（ツール）を効果的に活用し、重点的・集中的に施策を実施していくことが重要である。

「日本再生戦略」では、まずは「デフレ脱却」に向けて取り組む。また、「グローバル化」「地域化」の方向を同時に推し進めるため、日本再生に向けた具体的な取組を一覧でまとめた工程表と、戦略的に重要と考える 38 の重点施策を示しており、これら重点施策を中心とした着実な実施を図り、掲げられた数値目標等の達成を進めていくことが必要である。また、その中でも特に、厳しい財政状況等を背景として施策実現に投入できる資源（リソース）には限りがあることから、現下の国内外を取り巻く厳しい社会経済情勢を踏まえ、経済成長の押上げと国民生活の改善を図るため、

・深刻なエネルギー制約や超高齢社会の到来など、日本が直面する制約をバネに、世界に先例を示す「フロンティア国家」として、新たな経済社会構造を構築するとともに、
・地域社会に根付いた一人一人や中小企業が、その能力と可能性を最大限に発揮して、安全・安心な食に支えられ、新しい成長の豊かさを実感しながら世界にも発信できる、自信と誇りある地域社会を構築する

ことに重点を置いて、取組を進めることが必要である。このため、暮らしの向上や経済・地域の活性化等に結び付き、その速やかな実施が特に求められる次のようなグリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（６次産業化）の３分野と、それに中小企業（ちいさな企業）を加えた４つの施策横断的なプロジェクト（日本再生プロジェクト）を優先して、課題への対応を円滑に行っていくこととする。その際、これらのプロジェクトの基盤として人材育成、情報通信技術の利活用等を推進する。

特に、今後３年間は、変化の激しい社会経済情勢を踏まえ、力強い日本再生へと結び付けていく施策実施の重要な期間であり、集中取組期間として施策を重点的かつ着実に実施する。なお、日本再生プロジェクトの具体的な取組内容については、今後の予算編成プロセス等において更に精査を行う。

① グリーン　ー革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクトー

2020 年までの目標：50 兆円以上の需要創造と 140 万人以上の雇用創造

東日本大震災や原発事故で我が国におけるエネルギー供給体制の脆弱（ぜい）性が明らかになり、電力需給の逼迫（ひっ）という現実を目の当たりにする中、脱原発依存、エネルギーニューディールを目指し、革新的なエネルギー・環境社会を実現する。世界が直面するエネルギー問題について国際社会に解決の道を提示していくことは、我が国の国家的使命である。このため、電力の供給サイド、需要サイドの双方に

リソースを集中投下し、自動車、交通、住宅、都市開発、医療などの横断的な分野のエネルギー技術のイノベーションの連鎖を引き起こし、新産業の創出や産業構造の変化を進める。

国外では世界標準を獲得するとともに、国内では日本全体の「スマート化」を図り、これまでの中央集権型の供給から、家庭や企業等が電源等を選択できる環境が整備され、国内の様々なエネルギー源を最大効率で活用できる社会を目指す。加えて、広くて、耐震性に優れつつ、省エネ性能を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現される社会を実現する。地域の特性に応じた未利用エネルギーの積極的な活用等を通じ、地域活性化にも寄与する。

また、分散型エネルギーシステムを支える大きな要素として再生可能エネルギーの重要性は一層高まっている。導入促進を支える規制見直しや地域の特徴ある取組の促進、技術開発の推進等により、今まで以上に再生可能エネルギーが身近な存在となる社会を目指す。また、蓄電池は分散型エネルギーシステム促進の核となる重要技術であり、蓄電池戦略の実現に努める。同時に、最終的なエネルギー消費の形態であることが多い熱の効率的利用の促進も進める。

さらに、東日本大震災の経験は、災害時における石油や LPG 等の燃料備蓄の重要性を再認識させた。地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄の推進や、民間企業による国内天然ガスパイプライン整備、化石エネルギーの安定供給確保等が担保される社会像を目指す。

これまでと全く異なる新しい社会像を実現するためには、エネルギーを効率的、安定的に活用できる世界最先端のエネルギー技術の強化とともに、新しい規制・制度や税制等、これまでの延長線上や従来の枠にとらわれない自由で新しい発想や創意工夫による、未来を切り拓く非連続な発展が重要である。国内のみならず、我が国の技術の強みが生かされる、スマートコミュニティを始めとしたエネルギーシステム等のインフラ輸出など、海外展開による日本ブランド再生に同時に取り組み、我が国の成長につなげていく。

② ライフ　ー世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクトー

2020 年までの目標：50 兆円の需要創造と 284 万人の雇用創造

我が国の医療は世界的にも平均医療の水準の高さなど強みを有しているが、今後は高齢社会の中で、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する。同時に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本として生活を継続し、地域社会の中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的に受けることができる社会を実現する。

また、公的保険で対応できない分野についても、民間活力を生かし、その創意工夫において、多様なニーズに対応したサービスを創出・提供することにより、きめ細かなサービスを実現し、医療・介護サービスを利用しつつ、地域で豊かな生活を送ることができる社会を実現する。

さらに、グローバル経済で高付加価値化を図って勝ち抜いていくためには、将来の我が国の成長産業として医薬品・医療機器産業は重要な位置づけを占めるこ

とが期待される。国民に世界最高水準の医療を提供し続けるためには、革新的医薬品・医療機器を世界に先駆けて創出するとともに、再生医療や個別化医療のような世界最先端の医療分野で日本が世界をリードしていく。加えて、高齢者の生活の質の向上、介護・福祉現場等における負担軽減、効率化、介護サービスの進化のため、我が国が有するロボット技術等を活用し、多様な医療機器、福祉機器を開発し、我が国の新しいものづくり産業の創出に貢献する。

我が国は世界でも高齢化の進展で先頭を走っており、これらの取組を進め、日本の医療の強みをいかして弱みを克服した新たな医療システムを構築し、積極的に日本の医療を世界に発信していくことで、高齢化に対応した先進的な事例と評価される可能性を秘めており、医療サービスと医療機器が一体となった海外展開や医療・介護システムをパッケージとした海外展開など医療産業の市場を広く海外に展開し、大きな成長を目指す。

③ 農林漁業　－６次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト－

2020 年までの目標：６次産業化の市場規模 10 兆円

地域に根差した農林漁業の活性化を図り、地域の資源を見直し、高付加価値化を進めた新しい６次産業とすることで、農林漁業者の所得を増大させ、日本全国、津々浦々の地域活力の向上につなげていく。意欲ある若者や女性などが、安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生する。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、「安全で、美味しく、健康的な」国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進めるとともに、世界で高く評価されている日本の食文化について、健康・教育・観光等の様々な領域と連携して、世界に幅広く発信する。農林漁業と商業、工業、観光業を組み合わせた６次産業を生み出すことで、地域社会に自信と誇りを取り戻す。また、地域の特性に応じて、我が国の成長エンジンとなる産業等の集積の促進を進め、地域の知恵と工夫を最大限いかした地域コミュニティの形成や地場産業の活力の創出を図り、各々の地域が競争・協力して地域力の向上を実現する。

④ 担い手としての中小企業　－ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト－

2020 年までの目標：中小企業の海外売上比率：4.5%、開業率が廃業率を定常的に上回る

日本経済の担い手は中小企業である。中小企業は、グリーン、ライフ、農林漁業分野を力強く支える基盤であり、その他の分野も含めて大きな役割を果たしている。地域の経済や社会の活力向上のためには、ちいさな企業に光を当てつつ、地域の核となる中小企業が発展、活躍することが重要である。中小企業がその機動力や柔軟性を存分に発揮するとともに、若者や女性の経験・感性・視点もいかした、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品が新たに提供される社会を実現する。また、日本経済はグローバル競争により、大企業を中心とした既存の企業構造が揺らいでおり、新たな販路の開拓や新製品の開発が求められる大き

な転換点の中にある。金融機関、経営支援の専門家や公的支援機関などによる縦のつながりに加えて、中小企業同士による横のつながりをベースに、中小企業が協力・連携・切磋琢磨を図り、いきいきと知恵と工夫と技術を発揮して、事業展開していく社会を実現する。その中で、さまざまな規模と分野の多くの企業が地域に根付き、長期的な視野から、ものづくり技術の継承、新たなサービスの創造、人材育成などを担い、地域経済を支えていく。

多くの中小企業がいきいきと活躍し、その担い手となることなどによって、我が国の強みや魅力をいかしたクールジャパンを推進し、日本産の農林水産物・食品等を含む日本ブランドの再生をオールジャパンで進めるとともに、地域間や国際間の人の交流を通じて経済活性化を図り、魅力ある国づくりを実現する。

（２）政策実行手段の確保

施策の重点実施に当たっては、政策目標を達成するために効果的・効率的な手段・方法等を適切に選択して取り組むこととする。

①行政刷新の取組との連携や予算の重点化等

日本再生を実現するための施策を効果的に推進する観点から、行政刷新の取組等と連携しつつ、無駄を省いた効率的な施策の実施、関連する府省の施策連携の促進、類似施策の重複排除などの取組を進めるとともに、社会経済状況や国際関係の変化に即し、見直しのための法令の解釈の明確化や関連するデータ等の十全な利用を図りつつ、最大限速やかに規制・制度改革を進める。同時に、重要度の高い目標を確実に達成していくため、４つの日本再生プロジェクトなどの重視すべき政策分野については、予算等の重点化がより的確に行われるよう、今後の予算編成プロセス等において、省庁横断的な観点からの予算編成の仕組みを作り、体系的な取組となるよう、予算等のメリハリをつける。その際、日本再生戦略の PDCA サイクル等においても行政刷新の取組等との連携を深める。

さらに、厳しい財政状況を踏まえ、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

②総合特区の活用

総合特区は、地域の自主性と資源をいかした取組について、規制の特例措置を軸として、税制、財政、金融上の支援措置をパッケージ化して講じるもので、言わば本戦略に掲げる 11 の成長戦略全体を包摂し、成長に向けた活性化の突破口となるものである。

このため、各政策分野の政策展開においては、貢献が期待される研究機関等の重視など、総合特区が十分な成果を発揮できるよう取り組みながら政策目標の達成に努めるものとする。

③金融機能の強化による支援

成長力強化のための海外展開や地域の中小企業支援など、企業や国民の幅広い事業活動等を資金面で支えるため、関係政府系金融機関相互の連携及び政府系金融機関や民間金融機関の連携を深め金融機能の強化による支援を推進する。

2.「共創の国」への具体的な取組　～11の成長戦略と38の重点施策～

日本再生戦略では、「共創の国」への力強い日本の再生を実現していくため、更なる成長力強化や分厚い中間層の復活、世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化に向け、以下、11の成長戦略と38の重点施策を明示する。

（1）更なる成長力強化のための取組

東日本大震災、円高の進行等により、経済の空洞化等のリスクがより一層高まっている。この危機を攻めに転じ、「やせ我慢」縮小経済に陥ることなく新産業分野を創出し、新たな付加価値を創造し拡大する経済への転換を進めていく。今、日本に必要なことは、これまで成功してきた制度、政策にとらわれず、世界に向けて、そして未来に向けて不断に我が国経済、産業構造を新しくしていく「創造的イノベーション」である。「何かにチャレンジすることによるリスク」よりも、「何もしないことのリスク」の方が大きいことを認識し、まずは実行するという姿勢で臨んでいくことが重要である。

このため、震災後の状況を踏まえた我が国の更なる成長力の強化に向け、予算、税制、法制上の措置を始め、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革、公共サービス改革（市場化テスト）、行政改革など新たに取組を拡充する。

この際、世界の中での需要獲得に向けて各国が激しい競争を繰り広げている現実を直視し、この競争に打ち勝っていくために、起業家精神（アントレプレナーシップ）に富んだ世界に雄飛する人材を育成するとともに、クールジャパンやオンリーワンの技術など非価格競争力を強化し、民間活力の活性化によるダイナミックな成長を目指す。また、我が国の再生と成長力の強化のためには、農林漁業の再生を図るとともに、高いレベルの経済連携を進めることが必要である。さらに、我が国経済の基盤を支える、情報通信技術の徹底的な利活用の強力な推進や中小企業の育成・強化が必要である。政府の情報通信政策を総合的に示す「新たな情報通信技術戦略」の施策も含む、特に成長に資する施策を盛り込んだ本戦略工程表の着実な実行を図るとともに、我が国の強みである技術力を始めとした中小企業の潜在力・底力を最大限に引き出し、技術力の強化・継承、日本の知恵・技・感性をいかした海外展開の支援など、中小企業の経営力を強化するため総合的に支援する必要がある。さらに、人口の急激な増加に伴う食料、水、エネルギー等の世界的な課題、さらには先進諸国における少子高齢化の進展といった課題

に対応するため、我が国の強みである先進的な技術・ノウハウ・システムを最大限に活用し、これを経済成長に結び付けていく。

（2）分厚い中間層の復活

日本再生には、経済成長とともに、社会が安定し、国民が成長を実感し、将来に対する希望を持てる環境を作ることが重要であり、成功へのインセンティブと失敗へのセーフティネットが必要である。現在は、所得中位層に属するいわゆる中間層の所得が全体的に低下し、総じて貧困化する傾向が見られ、中間層に様々な問題や不安を生じさせている。

このため、国民全員が参加して経済社会を支えつつ、その経済成長の果実を社会の幅広い人々が享受できるようにし（インクルーシブな成長）、雇用の創出、質の向上、教育などを通じて分厚い中間層の復活を目指す。「人」こそ我が国の「財」産であり、「次世代への投資」こそ我が国の将来を切り拓くものであるため、少子化対策を進めるとともに、全員参加と次世代の育成を促進する「人財戦略」を展開する。このため、まずは現在の中間層の活性化を図るために、国内の事業環境を魅力あるものに整えつつ、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材の育成を推進するとともに、生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る。そして、コミュニティに支えられた持続可能で活力ある地域社会を再生する。これらを通じて、すべての人が社会に参加でき、お互いに支え合う社会を構築する。

①すべての人々のための社会・生活基盤の構築

＜基本的考え方＞

グローバル化による海外の安い労働力との競争や ICT 化による定型業務の減少等が進み、産業構造が転換する中で、年収 200 万円以下の低所得者層が増加するとともに、非正規雇用が雇用者の３割を超え、不安定雇用が増加した結果、これまでのように働くことを通じて暮らしが上向くイメージが描きにくくなっている。このような中で、我が国を支えてきた中間層や若者に不安が広がり、格差の拡大、さらには全般的な貧困化が懸念されている。

このため、全員参加型の社会の実現を目指し、まずは経済を活性化し、新産業や地域における質の高い雇用の創出を図る。また、これからの新しい中間層を支える若者の教育支援と就労促進、共働きで子育てしやすい社会の実現等による女性の活躍の促進や、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、高齢者の意欲と能力をいかせる居場所と出番の確保、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。さらに、雇用のミスマッチ解消、トランポリン型のセーフティーネットの整備等を推進し、ディーセント・ワークの実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮できる環境を整備する。併せて、少子化対策を進め、幼児期の学校教育や保育の充実・向上を図るとともに、子ども・子育てに関連する制度等について強化する。

若者が夢と希望を持って働くことができ、女性、高齢者が更に活躍できるよう、政労使の社会的合意を進め、非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。また、家族の在り方の変容や共働き世帯の増加等を踏まえた新たな社会モデルの構築を目指す。日本が誇るべき「人の力」と「勤勉さ」をないがしろにすることなく、チャンスに満ちあふれた社会を目指すべくフロンティアを提示していく。

[生活・雇用戦略]

【2020 年までの目標】
20～64 歳の就業率 80%、15 歳以上の就業率 57%、
20～34 歳の就業率 77%、若者フリーター数 124 万人、地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数 10 万人
25 歳～44 歳までの女性就業率 73%、第１子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%
60 歳～64 歳までの就業率 63%
年次有給休暇取得率 70%、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合５割減
労働災害発生件数３割減、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合 100%

【2015 年度の中間目標】
20～64 歳の就業率 77.4%、15 歳以上の就業率 57%
20～34 歳の就業率 75.4%、若者フリーター数 165 万人、地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数６万人
25 歳～44 歳までの女性就業率 69.8%、第１子出産前後の女性の継続就業率 50%、男性の育児休業取得率 8%
60 歳～64 歳までの就業率 60.1%
年次有給休暇取得率 59%、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 7.4%
労働災害発生件数 15%減、メンタルヘルスケア取組事業所割合 67%

2020 年の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、2020 年及び中間目標の目標値は、新成長戦略において「2020 年度までの平均で、名目３%、実質２%を上回る成長」等としていることを前提。

自ら職業人生を切り拓ける骨太な若者への育成を社会全体で支援する戦略的な取組と、「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」（平成 24 年 6 月 22 日女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定）を推進するとともに、生活困窮者に対する支援の体制整備と生活自立支援サービスの体系化による戦略的な生活支援の実施、地方消費者行政の充実強化など消費者の安全・安心の確保等に重点的に取り組む。併せて、働くことを通じて安心して生活できるようにするため、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇やワーク・ライフ・バランスの実現等により雇用の質の向上を図る。

（重点施策：若者を取り込んだ成長に向けた戦略的取組の推進）

若者を取り巻く厳しい就職状況等を踏まえ、若者を取り込んだ成長を実現するため、政労使学の合意の下、中長期的な総合対策として「若者雇用戦略」（平成 24 年６月 12 日雇用戦略対話合意）を実施する。就学支援の実施や高校・大

学等での初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施、地域の関係機関が連携したキャリア教育の支援体制の構築等により機会均等・キャリア教育の充実を図る。また、学校の相談・支援機能とハローワークのマッチング機能の完全連結、中小企業とのマッチング支援等により雇用のミスマッチ解消を図る。さらに、全国全ての地域での地域若者サポートステーションのサービス提供とアウトリーチ（訪問支援）・学校との連携による切れ目のない支援、成長分野における実践的な職業能力の評価・認定制度の実施、成長分野の中核的専門人材養成等に取り組み、キャリア・アップ支援を図る。なお、雇用戦略対話の下に「若者雇用戦略推進協議会」を設置し、これらの施策の推進・広報・検証等を行う。

（重点施策：女性の活躍促進による経済活性化）

女性の活躍による経済活性化を図るため、企業トップを含めた男性の意識改革と、思い切ったポジティブ・アクションが必要である。また、政府の取組の本気度を示すためにも、公務員から率先して取り組むことが重要である。こうした観点から、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を踏まえ、企業における女性の活躍推進状況の「見える化」の促進、目標を定めて企業へ直接的な働きかけを行う「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の実施、表彰制度を創設し、先行事例を発信するなど人材の多様性をいかす経営の促進、男性の育児休業の取得促進、女性の起業や再就職の支援、メンターやロールモデルの育成・支援、学校教育の早い段階からライフプランニング支援を含むキャリア教育の推進を含めた社会的気運の醸成等に取り組む。

これらの取組については、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、2012 年末までに工程表を策定し、政府全体で連携して取り組む。

（重点施策：戦略的な生活支援の実施）

国民一人一人が社会に参加し、潜在能力を発揮するための「社会的包摂」を進めるとともに、生活保護を受けることなく自立することが可能となるよう、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）について、2012 年秋を目途に策定し、実施する。

具体的には、生活困窮者への支援体制の底上げ、強化を図るため中期プランを策定し、計画的に整備を図るとともに、NPO、社会福祉法人等の民間機関との協働による伴走型支援や多様な就労機会の確保、学び直し等の「貧困の連鎖」の防止のための取組を含む生活困窮者支援体系を整備する。あわせて、就労支援の強化等により自立の助長を一層図るとともに、国・地方自治体の調査権限の強化などの不正受給対策を徹底する観点から、生活保護制度の見直しについて、生活保護法改正を含めて検討する。

②我が国経済社会を支える人材の育成

＜基本的考え方＞

高等学校卒業者の大学等への進学率が５割を超えている中、2012 年３月卒業の新規学校卒業予定者の就職環境は、大学卒業者の就職率（2012 年 4 月１日現在）が 93.6%と若干ではあるが改善の兆しが見えてきたものの、引き続き改善に向けた取組が必要な状況にある。また、人々の財・サービスの需要が変化してきており、その変化に対応したイノベーションを担う能力など、産業構造の変化に応じた職業能力が求められている。

このような中で、大学卒の新規就職者の３年以内の離職割合は３割程度、高等学校卒の新規就職者の３年以内の離職割合は４割程度となり、大学・大学院卒のニートも増加傾向にある。また、大学等の教育面での力点と企業の大学等への期待にミスマッチが生じている部分がある。さらに、国際競争の激化や非正規雇用の増加が進む中で、これまでのように企業内教育に依存するだけでは、能力の蓄積の機会を得づらくなってきている。

「新たな時代の開拓者たらん」という若者の大きな志を引き出し、自ら学び考える力を育む教育などを通じて叡智にあふれる人材を育成していく必要がある。産業構造の変化や新たな国際分業等に対応するために求められる人材ニーズを踏まえ、産学官の連携の下、知識・情報を社会や市場につなぐ仕組みを戦略的に強化する人材育成システムの再設計を図り、人材の底上げやニーズに対応した多様な人材の育成を実現する。また、若者が経済的理由で進学を断念することがないよう奨学金などの就学支援を推進する。

このため、我が国経済のインクルーシブな成長を目指し、産学の連携・協力を図りながら、成長分野やものづくり分野における職業教育・職業訓練や、いわゆる「手に職を持つ」、「技術や専門性を有する」自営業者や個人事業主を育成するなど自立するための職業教育・職業訓練を強化し、実践的な職業能力評価の仕組みの導入を図る。また、若者の国際的視野を涵養する取組を推進し、語学力・コミュニケーション能力を含め、新たな価値やビジネスを創造できる能力を持つ人材を育成することが必要である。さらに、こうした方向に資する教育改革に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図り、企業や教育現場等における活躍を進める。

[人材育成戦略]

【2020 年までの目標】
国際的な学習到達度調査で世界トップクラスの順位
日本人学生等 30 万人の海外交流
質の高い外国人学生 30 万人の受入れ
日本企業のマネジメント層の国際経験を東アジアトップレベルに引き上げ

【2015 年度の中間目標】
中高一貫教育を行う学校数 500 校
学生の学修時間の欧米並み（１日８時間前後）の水準の確保
英語による授業の倍増、外国語で教育研究指導可能な人材の 1.5 倍増
外国大学等との交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学５割
マネジメント層の国際経験に関する国際ランキングを東アジア上位３位に上昇

未来への投資として次世代の育成を進めるため、633 制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の促進、大学ビジョンに基づいた高等教育の抜本的改革など、社会の期待に応える教育改革を推進し、社会を生き抜く力を養成する。また、グローバル人材の育成や教育と職業の円滑な接続、社会人の学び直し等の環境整備等に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図り、企業や教育現場等における活躍を進める。

（重点施策：633 制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の推進）

社会構造の変化や地域の実情に対応した意欲ある地域の取組を推進し、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進する。このため、2012 年度中に高校教育改革プログラム（仮称）を取りまとめるとともに、小中一貫教育制度（仮称）を創設するなど、小中一貫教育や中高一貫教育の充実等を図り、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的な教育を推進する。また、ICT も活用しながら、基礎知識に加え、課題発見・解決能力やコミュニケーション能力など重要な能力・スキルの確実な習得を目指すとともに、教育の質の向上に向けて教職員の質の改善や地域との連携を含めた体制整備を推進する。

（重点施策：大学ビジョンに基づく高等教育の抜本的改革の実施）

大学に求められる多様な役割・ニーズを踏まえて 2012 年度中に大学ビジョンを策定するなど、新時代に適応する特色ある高等教育の実施のための具体的取組方策・支援基準を取りまとめ、国立大学改革の方向性を提示するとともに、国立大学改革を先行実施する。2013 年央までに取りまとめる「国立大学改革プラン」を踏まえて大学・学部の枠を超えた連携・再編成等を促すなどの改革の加速化を図るとともに、財政基盤の確立と基盤的経費（運営費交付金、私学助

成）等の一層のメリハリある配分の実施や、私立大学の質保証の徹底推進を図る。加えて、大学のマネジメント強化、学修環境整備、大学入試改革、地域再生の拠点としての大学の機能強化等を進めることなどにより、高等教育の抜本的改革を進め、世界レベルの高等教育を目指す。

（重点施策：グローバル人材の育成と社会人の学び直し等の推進）

グローバル化や産業構造の変化が加速する中、国際的に活躍する人材を確保するとともに、意欲のある者の多様な学習機会を確保するため、グローバル人材の育成や社会人の学び直し等の推進、学びのセーフティネットの構築や児童・生徒の心のケアの充実に取り組む。

①グローバル人材育成戦略に基づく取組や社会人の学び直し等の推進

豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身につけ、国際的に活躍できるグローバル人材への需要はますます増加しており、「グローバル人材育成戦略」（平成24年6月4日グローバル人材育成推進会議取りまとめ）を踏まえ、国際的に誇れる大学教育システムを構築するとともに、民間での取組を含め様々な形での日本人学生等の海外交流を促進し、質の高い外国人学生の戦略的獲得、国際化対応ビジネス人材の育成を図る。また、大学の秋季入学導入の進捗状況に応じた環境整備を進めるとともに、国家公務員の採用に関し、留学経験者の選考・採用時期の配慮など通年採用も含めた採用時期等の柔軟化による多様な人材の確保など可能なことから率先して取組を進める。さらに、2014 年度には、大学の秋季入学等の導入に関する政府として基本的な対応方針を整理する。

また、大学・専門学校等における社会人の学び直し等のニーズに対応した学修機会の提供や、「人を活かす」サービスの創出等による再教育・マッチングの仕組みの構築を図る。

②奨学金制度の改善への取り組み

奨学金制度の拡充を図り、進学意欲のある学生が広く教育を受けられる教育環境を整備し、就学支援をきめ細かく推進する。このことによって、進学を希望する学生が経済的な理由から大学・短大・専修学校等への進学を断念することがない社会を構築する。また、入学前のつなぎ融資・教育ローンの保護者貸付から学生本人への貸付への変更についての制度的工夫を図る。奨学金制度の拡充・就学に対する金融支援の見直しで、親の教育負担の大幅な軽減を実現する。

③児童・生徒の心のケアのためのスクールカウンセリングの充実

いじめ撲滅、不登校などへの対策として、スクールカウンセラーの拡充などを図り、児童・生徒の心のケアに万全を期す。児童・生徒の悩みや不安を気軽に相談できるスクールカウンセラーがいることで、いじめの早期発見や、緊急時の対応を迅速に行いうる。こうした対応は、教員や保護者に対する助言・援助にもつながり、学校・保護者・カウンセラーが一体となって、いじめ撲滅な

どの徹底を図ることに資する。

Ⅴ．戦略の継続的な実効性の確保　～本格的なPDCAサイクルによる戦略実現～

社会経済情勢が変化する中で、「共創の国」に向けて日本再生戦略を着実に実現していくためには、成果の達成を基軸として、フォローアップや施策の見直し等を継続的に行っていくことが重要である。

日本再生戦略では、このための新たな仕組みを戦略の重要な一要素として明記し、基本的な政策運営における本格的なPDCAサイクルの確立を図る。

１．改革工程表の策定

力強い日本再生のための以上のような取組を着実に実施し、計画的に目標達成を進めていくため、別添の「日本再生に向けた改革工程表」を定める。

「日本再生に向けた改革工程表」では、政府の具体的な取組（アクション）を年度ごとに示して国民に対してその実行過程を明示するとともに、2020年までに実現すべき大目標の充実に加えて、原則として2015年度までの中間目標を施策群ごとに設定するなど、「新成長戦略」の工程表を発展・強化したものとしており、「成果の達成を基軸とする政策運営」を行う基礎となるものである。

２．本格的なPDCAサイクルの確立

日本再生に向けた工程表では、2020年までを念頭に具体策の実施による達成目標を示している。工程表に基づいた戦略の着実な達成を確保し、次年度以降の日本再生戦略の的確な実行を確保していくため、国家戦略会議では、行政刷新の取組等と連携しつつ、次のような取組を進めることとする。

- 秋に、日本再生戦略の取組状況を関係府省から聴取する。（規制・制度改革、概算要求、税制改正要望等）
- 年初と年央に、デフレ脱却を含めた経済状況及び経済運営についての点検結果の報告を受け、議論を行う。
- 原則として５月を目途に、国家戦略会議の議を経て工程表に定められた成果目標の達成度を軸に、各々の施策の目標達成に向けた効果等について明確な評価を行う。その結果を国民に対して適切に開示する。
- 年央に、上記評価等を踏まえ、毎年度、政策推進の原動力として、日本再生戦略の推進に向けた重要政策の基本方針を決定する。

その際、国家戦略会議は、行政刷新の視点を十分に活用しながら日本再生戦略の評価等を行い、PDCAサイクルによる日本再生戦略の実効性確保を図る。

なお、評価結果は、目標達成のための施策の見直しなど、その後の取組に反映する。その際、複数年にわたり成果の不十分な施策等については、抜本的見直し

（予算措置の縮小・廃止を含む。）を行うこととする。

さらに、予算編成や税制改正に当たっては、「日本再生戦略」の評価結果を活用し、無駄遣いの根絶等を強力に進めるとともに、「財政運営戦略」との整合性を保ちつつ、経済成長や雇用創出への貢献等も考慮した優先順位付けを行っていく。

これらの国家戦略会議を核とする本格的な PDCA サイクルの仕組みの構築とそれに基づき絶えざる努力を重ねる政策運営を通じて、「共創の国」へ向けた日本の再生を力強く実現していくべく、政府全体の取組を進化・強化していく。

（別表）

日本再生に向けた改革工程表

目　　次

（1）更なる成長力強化のための取組

Ⅰ　環境の変化に対応した新産業・新市場の創出　[グリーン成長戦略]・・・ 70

[ライフ成長戦略]・・・ 76

[科学技術イノベーション・情報通信戦略]・・・ 81

[中小企業戦略]・・・ 87

Ⅱ　食と農林漁業の再生　[農林漁業再生戦略]・・・ 89

Ⅲ　新たな資金循環による金融資本市場の活性化　[金融戦略]・・・ 91

Ⅳ　観光振興　[観光立国戦略]・・・ 96

Ⅴ　経済連携の推進と世界の成長力の取り込み　[アジア太平洋経済戦略]・・・ 99

（2）分厚い中間層の復活

Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　[生活・雇用戦略]・・・107

Ⅱ　我が国経済社会を支える人材の育成　[人材育成戦略]・・・114

Ⅲ　持続可能で活力ある国土・地域の形成　[国土・地域活力戦略]・・・117

（3）世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化　・・・123

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

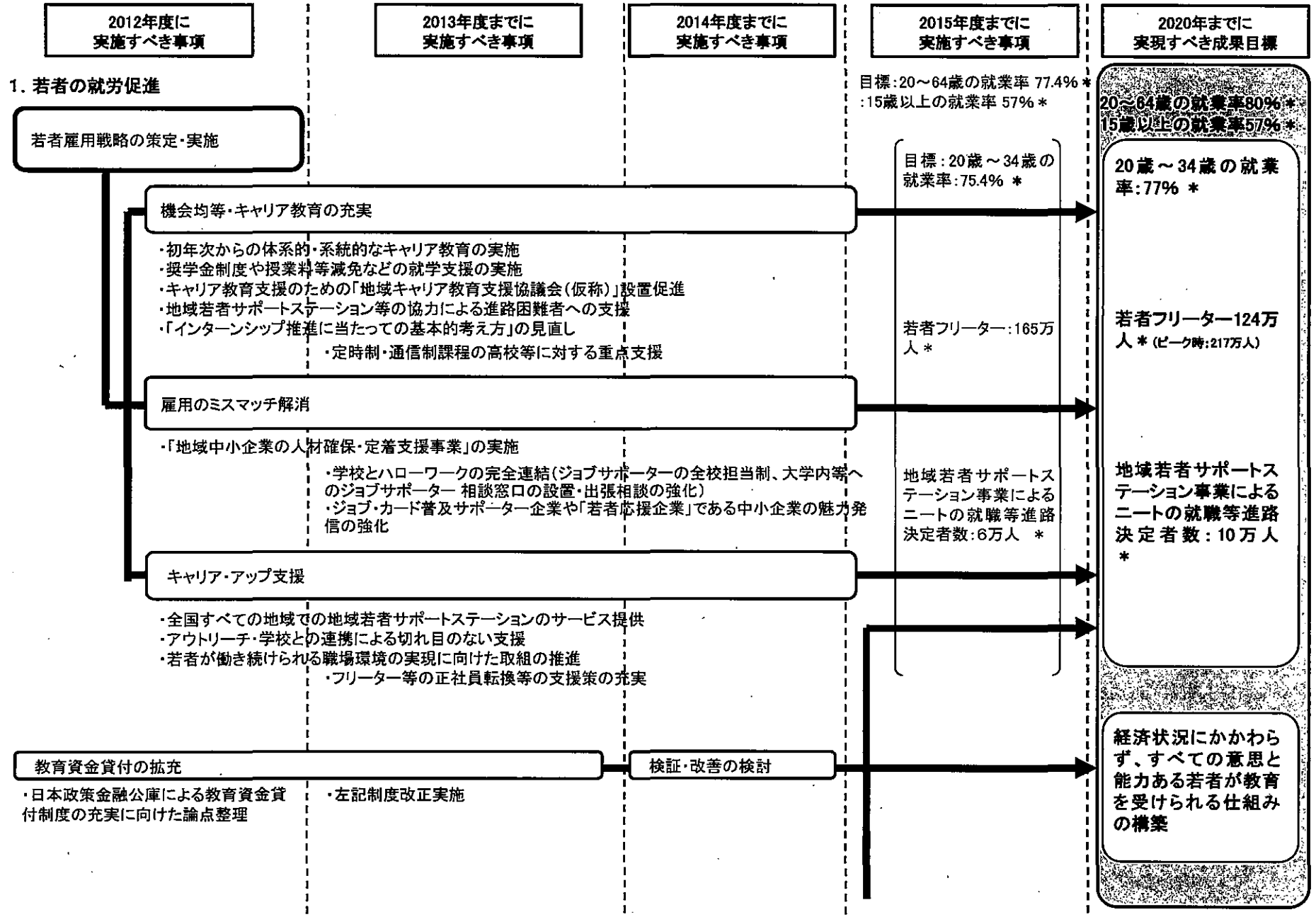

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
2. 女性の就労促進				
「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画の策定、実施				
・工程表策定(2012年内)				
男性の意識改革（社会全体の意識改革を含む）			目標：25歳～44歳の女性就業率：69.8% ＊	25歳～44歳の女性就業率：73% ＊ 第1子出産前後の女性の継続就業率：55% ＊ 男性の育児休業取得率：13% ＊
・女性の活躍促進の「見える化」総合プランの策定（2012年末まで）、推進 ・ウェブサイトを活用した企業の情報開示の促進（情報開示を行う企業数中間目標 2013年度2,000社、2014年度3,500社）			情報開示を行う企業数：5,000社	
・女性の活躍状況の見える化に関する研究会等の設置、検討	・左記検討結果を踏まえた対応			
・「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」先行実施	・「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」の体制強化・集中実施		第1子出産前後の女性の継続就業率：50% ＊	
・女性の活躍など人材の多様性をいかす経営に取り組む企業の表彰制度の創設（2012年度中）				
思い切ったポジティブ・アクション				
・女性の起業・創業促進のため資金支援や経営面のきめ細かな支援 ・人・農地プラン検討への女性の参画促進、6次産業化等にチャレンジする女性農業経営者の取組支援、女性農業経営者のネットワークづくりを推進			企業の女性管理職比率：10%程度	
・女性活躍により政策目的達成へ貢献が期待される分野の男女間格差改善を支援する事業取りまとめ、課題整理（2013年） ・マザーズハローワークにおける再就職支援の実施、主婦層向けインターンシップ事業の推進など子育て等でブランクのある女性の再就職の支援			ポジティブ・アクション取組企業割合：40%超（2014年）	
・改正育児・介護休業法の周知徹底	・更に取得しやすく復職しやすい育児休業・短時間勤務制度等に向けた課題把握	・左記課題への対応		
・配偶者の転勤に伴う離職への対応の好事例収集	・左記好事例集の民間への情報提供等の取組開始		ポジティブアクション取組企業数1万社以上 営業企業数累積2万社以上	
・学校教育の早い段階からライフプランニング支援を含むキャリア教育の推進、メンターやロールモデルの育成・支援				
・研究支援や進路選択支援等の総合的な対策をまとめたプランを策定	・左記プランの実施			
公務員から率先して取り組む				
・思い切った女性の採用・登用に向けた採用状況のフォローアップと課題抽出、2013年度（2014年度新規採用者）以降における採用の在り方の具体化を検討（2012年度中） ・配偶者の転勤に伴う離職への必要な対応について検討 ・男性の家庭参加の促進 （男性の育児休業取得率目標2014年度8%、2015年度9.5%）			男性の育児休業取得率：8% ＊	

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
3. 高齢者の就労促進				
希望者全員の65歳までの雇用確保のための法制上の措置 希望者全員の65歳までの雇用確保に係る普及啓発	希望者全員の65歳までの雇用確保のための制度の実施、普及啓発		目標：60歳～64歳の就業率：60.1% ＊	60歳～64歳の就業率：63%　＊
教員養成システムの改善策、教員や専門的・支援的スタッフの体制の在り方の取りまとめ（再掲）	教員養成・採用・研修の改善、教員や専門的・支援的スタッフの体制の整備（再掲） ・外部人材の活用			
大学・専門学校等における社会人の学び直し等のニーズに対応した学修機会の提供（再掲） ・履修証明制度の推進 ・専門学校における単位制・通信制の推進				
「新しい公共」円卓会議及び「新しい公共」推進会議の提案に対する政府対応のフォローアップ等（再掲） ・「新しい公共」の担い手による実際の活動の広がり状況の確認及び必要な支援の見直し ・新しい公共の担い手による自立的活動の後押しと協働の取組の支援及びその成果の普及 ・現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた「新しい公共」の実現				
社会的孤立防止に向けた見守り・地域生活支援、ひきこもりの社会参加支援（再掲） ・「安心生活創造事業」の全国的な普及 ・孤立死防止、ボランティア振興等に向けた地域の取組支援				
生活・経済機能の集約化及び移動アクセスの確保への支援（再掲） ・団地再生に当たって、高齢者向け住宅、医療・介護施設、子育て施設等を整備 ・鉄道駅の改築に合わせた診療所・子育て施設等の合築・併設等の地域総合拠点化の推進 ・都市機能の高度化・相互補完のため、生活幹線ネットワークの整備、鉄道の利便性向上等を支援 ・交通基本法の制定を踏まえた、地域の生活交通の確保維持の支援 ・鉄道駅のホームドアの整備及び技術開発の促進				

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
4. 障がい者の就労促進				
障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しについて検討し、結論を得る	検討結果に基づく必要な制度の見直し・着実な実施			**障がい者の実雇用率：2.0%** **国における障がい者施設等への発注拡大：8億円　＊**
障がい者職業能力開発施策の推進			目標：障がい者の実雇用率：2.0%	
・障がい者向けデュアルシステムの導入 ・障がい者職業訓練コーチの配置等	・障がい者職業能力開発施策の拡充		目標：国における障がい者施設等への発注拡大：6億円 ＊	
国等における障がい者就労施設等に対する発注拡大（障害者基本計画への位置付けを検討）	障害者政策委員会による基本計画の実施状況の監視、監視結果を踏まえた見直し			
5.「セーフティ・ネットワーク」の整備				
生活支援戦略・中期プランの策定	生活支援戦略・中期プランの着実な実施		目標：生活困窮者支援体系の確立による経済的困窮・社会的孤立状態からの脱却事例の増加	**生活保障とともに、失業をリスクに終わらせることなく、新たな職業能力や技術を身につけるチャンスに変える社会の実現**
	・自治体、ハローワーク、民間が連携した就労・生活支援の強化、貧困の連鎖防止等			
	国民の信頼に足る制度となるよう生活保護制度の見直し・実施			
	・脱却インセンティブの強化、生活保護給付の適正化、生活保護基準の検証・見直し等		（※具体的目標は中期プランの策定過程で検討）	
パーソナル・サポート（個別支援）の制度化に向けたモデル・プロジェクトの実施、効果検証 社会的排除リスクの実態調査実施（震災による影響を含む）				
求職者支援制度の着実な実施		施行状況の検証と必要に応じた見直し検討	目標：求職者支援訓練受講者の就職率：基礎コース 60% 実践コース 70%	
雇用保険について、できるだけ速やかに安定財源を確保した上で、国庫負担割合の原則復帰				
6.「地域雇用創造」の推進				
重点分野雇用創出事業等の実施			目標：雇用創出数：14万人	**成長分野を中心に、地域に根ざした雇用の創造を推進**
事業復興型雇用創出事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の実施（被災地のみ） 震災等緊急雇用対応事業の実施（2013年度末まで実施）			目標：雇用創出数：15万人	
実践型地域雇用創造事業の実施		事業の効果を見極めつつ検討	目標：自治体の設定した就職件数目標の達成	
地域雇用対策の在り方について検討	地域雇用対策の在り方の検討を踏まえた施策の見直し・実施			

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
7. ワーク・ライフ・バランスの実現				
年次有給休暇の取得促進 ・「働き方・休み方改善コンサルタント」による相談指導、助成金の支給による労使の自主的な取組の促進 ・計画的付与制度や時間単位年休制度の周知・活用促進等			目標：年次有給休暇取得率：59% ＊	年次有給休暇取得率：70% ＊
長時間労働の抑制 ・「働き方・休み方改善コンサルタント」による相談指導、助成金の支給による労使の自主的な取組の促進 ・特定分野に重点をおいた所定外労働の削減のための指導の実施			目標：週労働時間60時間以上の雇用者の割合：7.4% ＊	週労働時間60時間以上の雇用者の割合：5割減 ＊
8. 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進				
労働契約法改正案の成立を踏まえ、 改正法の周知啓発の徹底 5年到達前の円滑な無期労働契約への転換のための施策について実施			目標：全ての企業及び労働者への周知	雇用の安定・質の向上により生活不安を払拭し、内需主導型経済成長の基盤を構築
パートタイム労働法の施行状況を踏まえた見直しの検討について労働政策審議会で結論、所要の見直し措置	見直し措置の周知啓発			
労働者派遣法改正法の周知啓発			労働契約申込みみなし制度の施行	
労使の合意を得つつ望ましい働き方ビジョンを踏まえ実効ある取組を推進 ・有期契約労働者等の雇用管理の改善、職業能力開発の推進等				
9. 最低賃金の引上げ				
最低賃金について、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引上げと中小企業の生産性向上に向けた政労使一体となった取組 ・中小企業の業務改善・生産性向上支援の継続及び周知広報強化 ・最低賃金総合相談支援センター等による相談支援の継続		・政労使による必要な検証などの弾力的な対応	目標：政労使合意を踏まえた着実な引上げ ＊	最低賃金引上げ（全国最低800円、全国平均1,000円 ）＊
10. 職場における安全衛生対策の推進				
第12次労働災害防止計画の策定	第12次労働災害防止計画の実施 ・陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設等を重点とした労働災害防止対策の推進等		目標：労働災害発生件数：15%減 ＊	労働災害発生件数を3割減 ＊
震災復旧・復興工事における労働災害発生防止対策の推進			目標：メンタルヘルスケア取組事業所割合：67% ＊	メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：100% ＊
改正労働安全衛生法の周知啓発の徹底	職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙対策の推進 ・メンタルヘルス不調者の復職支援等職場におけるメンタルヘルス対策の充実を促進 ・受動喫煙防止対策に関する事業者の取組支援		目標：職場で受動喫煙を受ける労働者割合：2007年比50%減 ＊	受動喫煙のない職場の実現 ＊

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標

11．社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に推進し、国民の不幸を最小化

（1）政府だけでは解決できない社会的諸課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに対応することで解決

- 自殺総合対策大綱改定 → 自殺総合対策大綱の着実な実施
- うつ病対策の充実等に向けた精神保健福祉法改正の検討・結論 → ・地域の官民連携による支援ネットワークの普及、自殺対策に取り組む人材の養成促進

目標：自殺死亡率：2016年までに2005年比20%以上減少

- 社会的孤立防止に向けた見守り・地域生活支援、ひきこもりの社会参加支援
  - ・「安心生活創造事業」の全国的な普及
  - ・孤立死防止、ボランティア振興等に向けた地域の取組支援
  - ・「ひきこもり地域支援センター」による訪問相談支援
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進、治安水準の更なる向上
  - ・犯罪の予防・検挙のための治安基盤の確保
  - ・110番システム等、DV・ストーカーその他の犯罪被害への的確な対応の推進
  - ・国民を暴力団から守り、国民とともに暴力団を排除する取組の推進

目標：犯罪発生件数の前年度比マイナスを維持

- 再犯防止に向けた総合対策の策定 → 再犯防止に向けた総合対策の着実な実施、成果・効果の検証

目標：刑務所出所者等の刑務所等への再入率：2011年比で減少

幸福感の低い人の割合を減らす

幸福感平均6.5点(注)を引き上げる

（注）現在どの程度幸せか、0点（とても不幸）から10点（とても幸せ）で質問（平成21年度国民生活選好度調査）

（2）社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進
幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決

- 幸福度指標試案を踏まえ、幸福度指標に必要なデータ収集のための縦断プレ調査実施 → 調査の継続と調査結果を活用した幸福度指標に関する研究

目標：幸福度指標の政策への活用

（3）消費者の権利を守り、消費者が安心できる市場の整備に向けた取組の強化

- 地方消費者行政の充実・強化に向けた新たな支援策の検討・結論 → 地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた支援の推進
  - ・消費生活相談や法執行体制の整備・充実、消費者団体等の多様な主体との連携強化、消費者教育の充実等への支援

目標：市町村における消費者生活相談体制の人口カバー率：100%

- 消費者の生命・身体・財産保護の強化に係る法案の提出 → 消費者事故等の原因究明・対策提言・再発防止の推進
  消費者被害の防止・救済に向けた訴訟制度の活用
  - ・消費者安全法改正法案、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する法律案の提出
  - ・消費者安全調査委員会による消費者事故等の原因究明、対策の提言
  - ・集団的消費者被害回復制度など消費者団体訴訟制度の普及・活用に向けた環境整備

目標：消費者安全調査委員会の事故調査等の件数：年間100件以上

消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合(※)を減少させる

被害者死亡の重大消費者事故(※)を減少させる

※今後指標の詳細について検討、継続的に調査

＊の2020年の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、
＊の2020年及び中間目標の目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。

（2）Ⅰ　すべての人々のための社会・生活基盤の構築　～ 生活・雇用戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標

12．待機児童の解消、働くことを希望するすべての人が仕事を継続・復帰 ～子ども・子育て支援の充実～

（1）子ども・子育て関連3法案の円滑な施行

- 子ども・子育て関連3法案の提出
  - 子ども・子育て会議の設置
  - 国における基本指針の策定、新制度の本格施行に向け必要となる基準等の検討、都道府県等へ周知※1
- 子ども・子育て3法案に基づく新制度の本格施行※2
  - 目標：3歳未満児の保育利用率：35％（105万人）※4
  - ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定
  - ・施設型給付、地域型保育給付の創設など多様な保育事業の推進
  - ・認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の認可等の一本化）
  - ・待機児童対策、放課後児童クラブの拡充
  - ・幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のための国の体制の整備など
  - 目標：放課後児童クラブの利用児童数：32％（111万人）※4
  - 目標：地域子育て支援拠点数：1万か所
- ・行政組織の在り方についての検討及びその結果に基づいた所要の措置※3

（2）子ども・子育て関連3法案の本格施行までの緊急対策等

- 既存の待機児童解消策等による新制度本格施行までの緊急対策の実施
  - ・地域型保育・子育て支援モデル事業の実施
  - ・保育所緊急整備等の補助率かさ上げ
  - ・保育緊急確保事業の実施
- 放課後児童クラブの拡充（小1、小4の壁の解消）等、

（3）まちづくりや教育機関等と連携した子育て支援の実施

- 育児サービスへの集中投資による環境整備
  - ・まちづくりと連携して子育て支援施設の整備の推進
  - ・子育て支援施設間連携の仕組みづくり
  - ・子育て支援施設への未利用国有地の定期借地制度を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等

2020年までに実現すべき成果目標

- すべての子どもに保護者の就労形態等による区別なく良質な成育環境の整備
- 少なくとも2017年には働くことを希望するすべての人が仕事に復帰できる体制の整備
- ①女性の就業継続等による収入増
  → 約3.3兆円以上（2020年度）
  （2020年における女性労働力増：約100万人）
- ②保育サービス等従事者の増による所得増
  → 約0.5兆円以上（2017年度）
- ③新規雇用者数
  → 約16万人以上（2017年度）
  （保育サービス等従事者の増）

※1 基準等の具体化など詳細については、法案成立後、子ども・子育て会議において検討
※2 本格実施の時期については、消費税率の引上げ時期を踏まえて検討
※3 法公布後2年を目途に総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を行い、必要な場合は所要の措置を講ずる
※4 2017年度末までに3歳未満児の保育利用率44％（122万人）、放課後児童クラブの利用児童数40％（129万人）を目指す

(2) Ⅱ　我が国経済社会を支える人材の育成　～ 人材育成戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標

1. 国と未来を開く基礎となる初等中等教育

633制の柔軟化等による意欲ある地域の取組の推進

- 小中一貫教育制度(仮称)の創設(2012年度中)
- 高校教育改革プログラム(仮称)の策定(2012年度中)
- 小中連携、一貫教育の事例集の作成

- 小中連携コーディネーターの活用促進
- 中高一貫教育推進のためのカリキュラム開発

目標：中高一貫教育を行う学校数500校(2015年度まで)
(小中一貫教育制度(仮称)の全国的活用状況を把握しつつ、適切な数値目標を設定(2015年度まで))

重要能力・スキルの確実な習得
課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力の育成
外国語教育、理数教育、情報教育、キャリア教育・職業教育の充実

- 学習内容定着度の調査
- 出前授業等による発展的な学習促進
- 新しい中学校学習指導要領を全面実施

- 学習内容定着度の調査結果、PISA2012の結果を踏まえた取組の検証
- 新しい高等学校学習指導要領を年次進行で実施

検証結果を踏まえた教育指導の改善

目標：OECD生徒の学習到達度調査(2015年)において、前回調査に比べ、
①低学力層の子どもの割合減少と高学力層の子どもの割合増加
②「読解力」等の各分野ごとの平均得点の上昇
③各分野への興味・関心について各質問項目における肯定的な回答の割合が上昇

ICTを活用した教育(特別支援教育を含む)に関する実証研究の改善等

- 協働型・双方向型の教育環境の実現、デジタル教材の開発、指導力の向上に関する実証研究
- 実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書に関する制度の在り方等について検討

児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進

教員養成システムの改善策、教員や専門的・支援的スタッフの体制の在り方の取りまとめ

教員養成・採用・研修の改善、教員や専門的・支援的スタッフの体制の整備

- 教員養成の修士レベル化の推進
- 社会経験を有する教員の採用拡大
- 教育委員会と大学等が連携した初任者・管理職研修や社会体験研修等の改善・充実
- 少人数学級の推進や学力定着に課題を抱える学校への支援等、教育の質の向上につながる方策の検討、措置
- 理工系学生を始め意欲・能力ある人材の採用、外部人材の活用
- 公立学校における外国人児童生徒の教育支援

コミュニティ・スクール推進員の取組の構築
学校評価の好事例と実態把握

コミュニティ・スクールの導入促進、実効性高い学校評価の取組の推進

- コミュニティ・スクール推進員の活用
- 学校支援地域本部等学校と地域が連携・協働する体制づくりの促進
- 学校評価制度の改善(学校関係者評価の法令上の位置付けの検討、2013年度中に結論

目標：(2016年度までに)コミュニティ・スクールの数を公立小中学校の1割に拡大
目標：全学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築

実践的な英語教育の強化・高校生の留学促進等

- 小・中・高を通じた英語教育の抜本的な充実・強化
- 国際的な視野のかん養、高校留学の機運の醸成(中学生、高校生等に対する情報提供等)、留学機会の拡大
- 海外の高校での学修に関する国内の高校での単位認定状況の把握、単位認定制度に関する教育現場への周知
- 国際バカロレア資格取得可能校等の拡大

- 帰国生徒の高校における編入学の対応状況の把握・編入学機会の拡大

目標：高校等における留学者数の対前回調査比増
目標：高校留学や帰国生徒の受入れ等のための環境整備の充実(高校生の留学支援
又は留学環境整備に関する取組を実施する都道府県：9割、教育現場における単位認定制度の普及・定着、帰国生徒の編入枠を設定している高校の割合の対前回調査比増等)

2020年までに実現すべき成果目標

OECD生徒の学習到達度調査等で世界トップクラスの順位
①最上位国の平均並みに、低学力層の子どもの割合の減少と高学力層の子どもの割合の増加
②「読解力」等の各分野ごとの平均得点が、すべて現在の最上位国の平均に相当するレベルに到達
③各分野への興味・関心について、各質問項目における肯定的な回答の割合が国際平均以上に上昇

18歳未満までの留学ないし在外経験者を3万人規模に

(2)Ⅱ　我が国経済社会を支える人材の育成　～ 人材育成戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
2. 世界と日本を支える人材を生み出す高等教育等				
大学ビジョン、国立大学改革基本方針の策定	**高等教育の抜本的改革**		目標：学生の学修時間の欧米並み（1日8時間前後）の水準の確保	**世界の大学ランキングでの上位校の増加**
・新時代に適応する特色ある高等教育の実施のための具体的取組方策・支援基準の取りまとめ ・国立大学改革の方向性を提示（大学のミッションの再定義、組織改革の促進等） ・国立大学改革の先行実施（機能別・地域別の大学群形成に向けた連合連携等）	・国立大学改革プランの策定（全国立大学のミッションの再定義等）（2013年央） ・一法人複数大学方式等の導入、出資制限の緩和等の制度的整備、大学・学部の枠を越えた再編成等の促進 ・財政基盤の確立と基盤的経費（運営費交付金、私学助成）等の一層のメリハリある配分の実施 ・私立大学の質保証の徹底推進 ・大学の情報公開強化・評価制度強化と各種資金配分への反映 ・大学のマネジメント強化や大学間連携 ・教育課程の体系化、学修環境整備等 ・大学入試改革 ・地域再生の核となる大学づくり、高等専門学校の機能強化、専修学校の質的向上			
グローバル人材育成戦略の推進	**秋季入学導入の進捗状況に応じた環境整備の推進**			**質の高い外国人学生30万人の受入れ**
	・国家公務員試験「教養」区分の実施も踏まえ、通年採用も含めた採用時期等の柔軟化	・秋季入学導入等に向けた基本的方針の整理	・各種国家試験・資格試験、公務員制度の検討	
国際的に誇れる大学教育システムの確立			目標：英語による授業の倍増 目標：TOEFL/TOEIC等の活用を含め実践的な英語力を問う入試等を導入する割合の増加	**日本人学生等30万人の海外交流（同世代（概ね20歳代前半まで）の約10%（約11万人）が留学・在外経験）**
・大学の外国語教育・国際化の取組への支援と拠点形成、外国大学との大学間交流や相互単位認定拡大 ・大学・大学院への飛び入学・早期卒業の促進と高校段階の早期卒業制度の制度的整備の検討・結論（2013年度まで） ・TOEFL/TOEIC等の大学入試での活用 ・ナンバリング、ダブルディグリー等の導入促進 ・大学卒業時の外国語力の目安の設定促進	・大学教員の教育力評価の推進	・海外大学との共同による学部の設置等の多様な連携促進		
日本人学生等の海外交流促進と外国人学生の戦略的獲得			目標：外国大学等との交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学：5割 目標：外国人教員等外国語で教育研究指導可能な人材の1.5倍増	**日本企業のマネジメント層の国際経験を、東アジアトップレベルに引上げ**
・大学生の海外交流支援の強化、外国人教職員・学生の受入れの促進、国・地域の重点化等の留学生交流戦略の明確化（国費外国人留学生制度の運用改善、留学生交流と観光交流との整合的・戦略的な推進） ・企業の雇用慣行として卒後3年以内の新卒扱い・通年採用・Gap year導入普及促進 ・外国人留学生と我が国の産学官の若手人材の知的交流の促進 ・留学経験者の積極的採用に向けた産業界への働きかけ				
国際化対応ビジネス人材育成			目標：マネジメント層の国際経験に関する国際ランキングを東アジア上位3位に上昇	
・企業等におけるグローバル人材の育成・登用の強化 ・TOEFL/TOEIC等の企業での活用 ・外国人学生の日系企業就職支援 ・新興国等における海外インターンシップの強化				
専門学校への留学支援			目標：専門学校の留学生数4万人	
・専門学校での学習成果を海外で証明できる仕組みの構築		・専門学校の学習成果の国際的な通用性を確保するための質保証の推進（海外の学校との共同プログラムの実施等）		

(2)Ⅱ　我が国経済社会を支える人材の育成　～ 人材育成戦略 ～

2012年度に実施すべき事項	2013年度までに実施すべき事項	2014年度までに実施すべき事項	2015年度までに実施すべき事項	2020年までに実現すべき成果目標
若者雇用戦略の策定・実施（再掲）				学生の就職率向上、3年以内の早期離職率の低下 若者フリーター124万人（ピーク時：217万人）＊ 地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数：10万人＊ 大学のインターンシップ実施率：100%＊ 大学への社会人入学者数：9万人＊ 専修学校での社会人受入れ総数：15万人＊ 潜在的就労者の社会参画 大学等の行うキャリアアップの取組の利便性・質の向上
・初年次からの体系的・系統的なキャリア教育の実施 ・奨学金制度や授業料等減免などの就学支援の実施 ・産学官連携による成長分野における中核的専門人材養成 ・キャリア教育支援のための「地域キャリア教育支援協議会（仮称）」設置促進	・学校とハローワークの完全連結（ジョブサポーターの全校担当制、大学内等へのジョブサポーター相談窓口の設置・出張相談の強化）		目標：大学でのインターンシップ：実施率85%　＊ 大学での社会人入学者数：6万5千人　＊ 専修学校における社会人受入総数：13万人　＊	
大学・専門学校等における社会人の学び直し等のニーズに対応した学修機会の提供				
・履修証明制度の推進 ・専門学校における単位制・通信制の推進			目標：受験者が1万人以上の民間検定試験の実施事業者等の自己評価実施割合：50%	
3．民間教育サービスの発展				
ISO規格等の活用を含む自己評価・情報公開システム、教育支援人材等のニーズやマッチングの実態把握に向けた調査実施	民間教育サービスの評価・情報公開、教育支援人材等の評価・活用の推進			民間教育サービスの発展 受験者が1万人以上の民間検定試験の実施事業者等の自己評価実施割合：80%
	・民間教育事業者における評価・情報公開等の仕組みの構築・周知・普及 ・教育支援人材等の評価・活用についての周知・普及のための方策の検討・実施		目標：年間100万人規模の産業間人材移動、20万人規模での職種転換	
4．成長分野における人材の育成・確保・活用				
成長分野での人材育成・活用プラットフォーム創出	人材活用のための再教育・マッチングの仕組みの構築			成長分野への人材の円滑な移動 1,000万人規模の産業間人材移動 200万人規模の職種転換
	・「人を活かす」サービスの創出 ・課題対応事業促進法等の活用		2012年夏までに目標を設定	
5．成長分野における実践的な職業能力の評価・認定制度の実施等				
実践的な職業能力の評価・認定制度を被災地で重点的に実施	制度の着実な実施 大学・専門学校等の教育システムとの連携強化	実施状況の検証		ジョブ・カード取得者300万人　＊ 日本版NVQへの発展 自己啓発を行っている労働者の割合：正社員70%、非正社員50%＊ 公共職業訓練受講者の就職率：施設内80%、委託65%＊
技術革新等に対応した職業訓練の推進				
・環境・エネルギー分野などの公共職業訓練カリキュラムの開発（2012年度中） ・求職者に開示する職業訓練情報の統一化（2012年度中） ・地域等における在職者訓練を含めた産業界等の関係機関の連携による職業訓練の推進	・訓練指導員の養成カリキュラムの設定（2013年度まで）	・新たな訓練カリキュラムの検討	目標：公共職業訓練受講者の就職率：施設内80%、委託65%　＊	
ジョブ・カードの普及促進				
・公的職業訓練におけるジョブ・カードの活用導入及び交付推進 ・「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓と積極的な周知等			目標：ジョブ・カード取得者数170万人　＊	
労働者に対する能力開発の支援				
・キャリア・コンサルタントの養成の推進 ・キャリア形成促進助成金の活用や教育訓練給付の適切な運営			目標：自己啓発を行っている労働者の割合：正社員55%、非正社員35%　＊	

＊の2020年の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下！政労使の合意を得たもの。また、
＊の2020年及び中間目標の目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。